

📅 10月16日 市町村自治会館

国保主管課長会議

今年度の状況や来年度以降の業務・事業の方向性などを説明

各保険者の国保主管課長など約50人が出席し、熊本県国保・高齢者医療課からも臨席のもと開催。牧野常務理事の挨拶に続き、各担当課(室)長が次の10項目について説明した。

- 1 平成30年度負担金、審査支払手数料等について
- 2 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の廃止について
- 3 平成30年度広報共同事業負担金について
- 4 平成29年度国民健康保険料(税)コールセンター事業の実施状況について
- 5 保険者データヘルス支援システムについて
- 6 平成30年度国保連合会審査の充実・強化について
- 7 「国保審査業務充実・高度化基本計画」について
- 8 平成30年度からの海外療養費審査事務について
- 9 平成29年度次期国保総合システム及び国保情報集約システムに係るスケジュール概要
- 10 平成30年度からの熊本県国保連の第三者直接求償事務について

主な内容は、次のとおり。

【6 平成30年度国保連合会審査の充実・強化について】

平成30年度から、国保中央会が構築した全国統一システム「審査支援システム」を連合会にて導入し、縦覧、横覧、医科・調剤突合点検を実施することで審査の充実・強化を図り、更なる医療費適正化に努めていく。これにより各保険者で行っている二次点検は減少していくと見込んでいるが、平成31年度以降の本会における二次点検支援方法については今後検討を重ねていく。

【7 「国保審査業務充実・高度化基本計画」について】

今後、保険者や被保険者の財政負担を軽減し審査の一層の充実を図っていくためには、審査業務の高度化・効率化に積極的に取り組んでいく必要があることから、国保中央会や国保連合会が策定した標記計画について、次の三つの基本的な考え方を基に説明した。

- (1) 厚労省及び支払基金の審査業務改革と一体となった取り組みの推進
- (2) 人とシステムの審査業務能力向上の好循環による審査業務の高度化・効率化の追求
- (3) 保険者の共同体としての特性を生かした審査業務の充実

【10 平成30年度からの熊本県国保連の第三者直接求償事務について】

本会は、市町村及び国民健康保険組合並びに後期高齢者医療広域連合から受託する求償事務の範囲をすべての傷害事故とし、平成30年4月(平成30年4月1日以降発生した事案)から受託していく。



📅 10月

第三者行為求償事務

リーフレットと届出はがきを作成、医療機関に配布

国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者が交通事故など第三者行為によるけがなどの治療に保険を使った場合、それぞれの保険者に対して届け出る義務がある。本会求償対策室では、この届け出義務の周知を目的に本年度リーフレットを49,120枚、被保険者用の「保険使用届出はがき」を24,560枚それぞれ作成し、県内約450の医療機関に配布した。

第三者行為求償事務について、各保険者から本会への受託件数は横ばい傾向にあり、担当は「医療機関と連携し、はがき等の配付に御協力いただくことで、件数を増やして医療費適正化につなげていきたい」と話している。



リーフレット（B5サイズ、見開き両面4ページ）



保険使用届出はがき（告知面）